

議案第71号

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年6月10日

つくば市長 市原健一

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年つくば市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2 桜柴崎地区地区整備計画区域の部誘致施設ゾーンの款の次に次のように加える。

戸建住宅地ゾーン	(1) 長屋 (2) 共同住宅，寄宿舎又は下宿 (3) 神社，寺院，教会その他これらに類するもの (4) 公衆浴場
----------	--

別表第 2 葛城地区地区整備計画区域の部緑地保全型民有緑地 B 地区の項中「緑地保全型民有緑地 B 地区」を「緑地保全型 B 地区」に改め，同部商業業務 A 地区の項及び商業業務 B 地区の項第 2 号中「歩行者専用道路も」を「歩行者専用道路を」に改め，同項中第 7 号を第 8 号とし，第 6 号を第 7 号とし，第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) キャバレー，料理店，ナイトクラブ，ダンスホールその他これらに類するもの（都市計画道路 3・3・51号葛城駅前広場線（これに面する歩行者専用道路を含む。）又は都市高速鉄道つくばエクスプレス（これに面する道路及び歩行者専用道路を含む。）に面する部分に限る。）

別表第 3 葛城地区地区整備計画区域の項中「緑地保全型民有緑地 B 地区」を「緑地保全型 B 地区」に改める。

別表第 4 桜柴崎地区地区整備計画区域の部誘致施設ゾーンの款の次に次のように加える。

戸建住宅地ゾーン	180平方メートル
----------	-----------

別表第 4 葛城地区地区整備計画区域の部緑地保全型民有緑地 A 地区の項中「緑地保全型民有緑地 A 地区」を「緑地保全型 A 地区」に改め，同部緑地保全型民有緑地 B 地区の項中「緑地保全型民有緑地 B 地区」を「緑地保全型 B 地区」に改める。

別表第 5 桜柴崎地区地区整備計画区域の部誘致施設ゾーンの款の次に次のように加える。

戸建住宅地ゾーン	(1) 建築物の外壁等の面から前面道路の境界線までの距離は，1メートル	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下の建築物又は建築物の
----------	-------------------------------------	-------------------------------------

	<p>(2) 建築物の外壁等の面から前面道路のすみ切り部分の境界線までの距離は、0.5メートル</p> <p>(3) 建築物の外壁等の面から隣地境界線までの距離は、1メートル</p>	<p>部分</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供する建築物又は建築物の部分であつて、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの</p>
--	---	--

別表第5 葛城地区地区整備計画区域の部緑地保全型民有緑地A地区の項中「緑地保全型民有緑地A地区」を「緑地保全型A地区」に改め、同部緑地保全型民有緑地B地区の項中「緑地保全型民有緑地B地区」を「緑地保全型B地区」に改める。

別表第6 葛城地区地区整備計画区域の部緑地保全型民有緑地B地区の項中「緑地保全型民有緑地B地区」を「緑地保全型B地区」に改める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。